

新木小学校 P T A 会則



あらきっ子

いい声 いい顔 いい姿

基本的な考え方

1. 一人ひとりの意見や願いが、よく反映されること。
2. 会員の所属する学級が活動の基盤になること。
3. 子どもたちに還元できること。
4. わが子の在学する6年間に誰もが一度以上は委員となり、会員一人ひとりによって支えられる、新木小学校PTAであること。

新木小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称・事務局)

本会は、新木小学校 P T A と称し、事務局を校内におく。

第 2 条 (目的)

本会は、親と教師が協力して子どもの幸せを願い、健やかな成長・発達を目指して活動するとともに、会員相互の親睦と資質の向上を目的とする。

第 3 条 (会員)

本会の会員は、本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下父母という）及び教職員とする。

第 4 条 (活動)

第 2 条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1 教育の理解と協力に関する活動
- 2 児童の校外における生活の指導
- 3 地域における教育環境の整備をはかる活動
- 4 その他、本会の目的達成に必要な活動

第 5 条 (方針)

- 1 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。
- 2 教職員の人事に干渉しない。

第 2 章 総務役員、会計監査、顧問、P T A 組織改革委員および少年指導員

第 6 条 (総務役員・会計監査・顧問)

本会に次の総務役員をおく。

会長（1 名）、副会長（3 名）、書記（3 名）、会計（3 名）

本会に会計監査（2 名）をおく。

本会に顧問（1 名）、P T A 組織改革委員（3 名）をおくことができる。

会長以外の役員については、必要に応じて人数を増減できる。

第 7 条 (兼任の禁止)

総務役員は、他の役職を兼ねることはできない。

第 8 条 (総務役員・会計監査・顧問の任期)

各職における役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。欠員を生じた場合は、必要に応じて運営委員会で選出する。その任期は、前任者の残りの期間とする。

第 9 条 (総務役員・会計監査・顧問の任務)

総務役員は、次の任務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し、総会及び運営委員会の決定に基づいて会務を総括する。会長は、総会、運営委員会の招集権をもつ。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 書記は、本会の活動を記録し、事務を担当する。

- 4 会計は、本会の会計を掌り、会計を担当する。
- 5 会計監査は、次の任務を行う。
 - ア 本会の会計を監査し、総会に報告する。
 - イ 必要に応じて各行事に参加協力する。
- 6 顧問は、次の任務を行う。
 - ア 総務役員を補佐し、PTAの諸活動の円滑な引き継ぎに努める。
- 7 PTA組織改革委員は、次の任務を行う。
 - ア 総務役員と連携し、会員がPTA活動に参加しやすいよう、現行の組織・PTA活動について検証・見直し等を行い、理解・協力してもらえよう努める。

第10条（少年指導員）

本会に少年指導員（1名）をおく。

少年指導員の任期は2年間とし、再任は妨げない。欠員を生じた場合は、必要に応じて運営委員会で選出する。その任期は、前任者の残りの期間とする。

少年指導員はPTAの代表として我孫子市教育委員会より委嘱を受け、我孫子市少年指導員の活動に参加するとともに、地区委員会と連携し、会員および児童の防犯や安全に関する意識向上に努める。

第11条（総務役員・会計監査・顧問・PTA組織改革委員・少年指導員の選出）

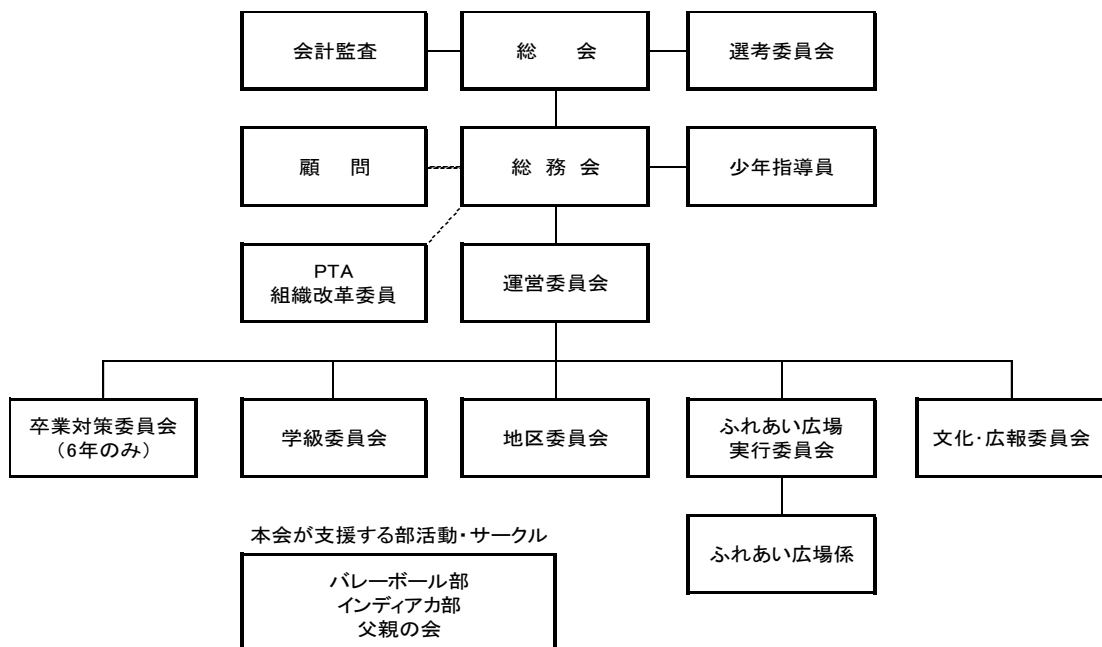
総務役員、会計監査、顧問、PTA組織改革委員および少年指導員の選出については、別途細則で定める。

第3章 組 織

第12条（組織）

本会に、総会、総務会、運営委員会、学級委員会、地区委員会、文化・広報委員会、ふれあい広場実行委員会、卒業対策委員会及び役員選考委員会をおく。

〈組織図〉



第4章 会 議

第13条（総会）

- 1 総会は、最高議決機関であり、会長が招集する。
- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
定期総会は、4月または5月に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の3分の2（委任状も含む）以上が要求したときに開催する。
- 3 総会は、次のことを行う。
 - ① 活動報告及び活動計画の承認
 - ② 予算及び決算の承認
 - ③ 会則の改正
 - ④ その他必要な事項の審議及び議決
- 4 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状も含む）をもって成立し、議案の決議は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 総会の通知は、事前に会員に送付する。

第14条（委員会）

- 1 総務会は、会長・副会長・書記・会計の10名をもって構成し、会の運営にあたる。
- 2 顧問は、総務会の要求に応じて、総務会に相談役として出席することができる。
- 3 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、総務会及び正副学級委員長、正副文化・広報委員長、正副地区委員長、正副ふれあい広場実行委員長、正副卒業対策委員長で構成し、総会の決定に基づいてそれぞれの活動を執行し、また、各委員会の調整をはかる。運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。議事は、出席者の過半数で決する。
尚、上記構成員以外であっても、議事を進める上で、会長が必要と判断した関係者を参加させることができる。この場合、関係者は議決権を持たない。
- 4 学級委員会は、各学級に学級委員2名を選出し、その委員をもって構成する。
学年・学級活動および学年・学級委員会の計画・実施、集金、ベルマーク回収を行う。
また、必要に応じて運動会駐車場整理、ふれあい広場に参加協力する。
学級委員の中で、正副学級委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 5 文化・広報委員会は、各学年に文化・広報委員をクラス数×1名選出し、その委員をもって構成する。文化・広報活動を通じ、会員相互の理解と親睦をはかる。また、必要に応じてふれあい広場に参加協力する。
文化・広報委員の中で、正副文化・広報委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 6 地区委員会は、各地区より選出し、その委員をもって構成する。児童の校外における健全育成、地域相互の親睦交流をはかり、教育環境の整備等を行う。安全パトロールの活動を行う。また、ふれあい広場に参加協力する。
地区委員会は、原則として、次年度の地区委員を選出する。地区委員会の中で、正副地区委員長を選び運営委員とし、他1名は選考委員を兼ねる。
- 7 ふれあい広場実行委員会は、各学年にふれあい広場実行委員をクラス数×2名選出し、その委員をもって構成する。ふれあい広場等の活動を通じ、教育環境の改善を行う。ふれあい広場実行委員の中で、正副ふれあい広場実行委員長を選び運営委員とし、他1名

は選考委員を兼ねる。

8 係として、ふれあい広場係をおく。

9 卒業対策委員会は、第6学年に卒業対策委員をクラス数×2名選出し、その委員をもって構成する。卒業に関わる諸行事の企画・運営を教員と協力し行う。

第5章 会 計

第15条（経費）

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第16条（会費）

本会の会費は、教職員及び会員1世帯あたり月額250円とする。

第17条（支出・決算の承認）

支出は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

決算は、会計監査を経て総会に報告され承認される。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第6章 細 則

第19条

本会の運営に関して必要な事項は細則で定める。

細則は、本会の会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第7章 改 正

第20条（会則の改正）

本会の会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。

第8章 慶 弔

第21条（慶弔規定）

1 会員および児童に対する慶弔金は以下の通りとする。

弔慰金：職員、保護者、児童 10,000円

職員結婚：5,000円

職員出産：5,000円

2 弔事の際、お通夜または葬儀に会長もしくは代理が参列する。できない場合は弔電にて対応する。

3 見舞金については、火災や災害で著しく児童が学校生活に支障をきたす場合、総務会で協議・決定し、会員に報告する。

4 慶弔規定の支出に関しては、総務会計の規定の受領書で対応する。

5 会員は、本会の慶弔金に対し返礼をしない。

第9章 付 則

第22条

この会則は、平成31年4月23日より施行する。

総務役員他選出に関する細則

第1条

この細則は、新木小学校PTA会則第11条に基づき、総務役員、会計監査、顧問、PTA組織改革委員および少年指導員の選出について必要な事項を定める。

第2条

選考委員会は、各委員会より選出された代表者1名と、教職員1名で構成し、その中で互選により委員長・副委員長を選出する。

但し、相談役として総務会より代表者が出席する。

第3条

選考委員の氏名は、全会員に公表する。選考委員会は、総務役員、会計監査および少年指導員を選出し、会員の承認を求めなければならない。

承認は、会員の過半数をもって決する。

第4条

総務役員、会計監査および少年指導員の選出は、選考委員会に一任される。

但し、会員は候補者を推薦し、選考委員会に届け出ることができる。

第5条

選考委員が役員候補者になった場合は、選考委員を辞任しなければならない。

第6条

新役員候補は、総会の承認をもって就任する。

第7条

選考委員会の任期は、原則として委員会の発足に始まり総会での役員の承認をもって終わる。

第8条

総務会は、必要があれば、顧問およびPTA組織改革委員を指名することができる。

顧問およびPTA組織改革委員は、総会の承認をもって就任する。

第9条

この細則は、平成31年4月23日より実施する。

(27年度、31年度一部改正)